

### ●第42号議案 ごみ処理に関する 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇ごみの集積所及び収集回数については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、可燃物の収集回数については、平成17年度から週2回に統一する。〇家庭系ごみ処理手数料(指定袋)及び粗大ごみ処理手数料については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、北野町の可燃物指定袋については、久留米市を基本に統一する。直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする」ことなどが全会一致で承認されました。

### ●第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)の取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「公共下水道及び農業集落排水事業の使用料については、合併後当分の間は現行どおりとし、その間の早い時期に調整を図る。ただし、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業との調整については、公共下水道区域設定時期等に検討を行う」ことなどが全会一致で承認されました。

### ●第44号議案 介護保険事業の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇保険料の賦課方式については、久留米市の例(5段階方式)による。保険料については、平成17年度のみの新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定する。〇第一号被保険者の普通徴収の納期については、10期とする」などが全会一致で承認されました。

### ●第45号議案 保健医療事業の 取扱いについて(前回提案分)

協議に先立ち、前回委員から資料の提出要求があった「乳幼児医療の助成状況」が報告されました。乳幼児の通院医療費の助成状況は、県内96市町村の中で、北野町と同じ就学前までが5町、5歳未満が1市、4歳未満が4市9町1村、北野町を除く1市3町と同じ3歳未満が76市町村となっています。

委員から「対象年齢を1歳引き上げた場合の1市4町での負担増はいくらになるのか」との質問が出され、事務局より「約1億3千5百万円の負担増になります」との回答がありました。

協議の結果、原案どおり「〇老人保健事業の基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診子宮がん検診、乳がん検診(視触診)については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。〇妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。〇乳幼児医療については、当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する」ことなどが全会一致で承認されました。

なお、委員から「乳幼児医療については、新市で統一の方向で調整することだが、その際には通院の対象年齢を4歳までにしていただきたい」との要望が出されました。

### ●第46号議案 行政区の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇行政区は、

### ●議員の定数及び任期について 小委員会で合意 ～「議員の定数及び任期に関する小委員会」第7回会議

協議会から付託された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について協議する「議員の定数及び任期に関する小委員会(川地東洋男委員長)」の第7回会議が12月20日、第14回協議会に先だち久留米ビジネスプラザで開催されました。

小委員会では、9月20日に承認された合併の方式(編入対等方式)を受けて、定数特例と在任特例の取り扱いについて協議され、「在任特例を適用することとし、在任特例後の定数特例は適用しない」ことが全会一致で合意されました。この結果は、12月24日に江藤会長に報告されました。次回の協議会では、この小委員会の審議結果等の報告とともに議案として整理し、提案される予定です。

在任特例とは、新市発足の平成17年2月から久留米市議の任期が満了する同19年5月1日まで4町の議員全てが久留米市議となることです。また、在任特例後の定数特例は適用しないとは、新市最初の議員選挙では旧市町を単位とした選挙区を設けず、新市全域を一つの選挙区として選挙が実施されるということです。



▲協議会から付託された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について協議する小委員会

現行のまま新市に引き継ぐ。〇区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度の在り方については、新市において検討する。区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務的見直しについては、協議のうえ合併までに調整する。区長等の報酬は、現行どおりとする」とすることが全会一致で承認されました。

### ●第47号議案 「コミュニティ施策の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇自治会活動支援制度については、久留米市の例により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三瀬町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する。〇小地域

公民館(集会所)の建設費助成は、制度が充実している久留米市の例により統一することが全会一致で承認されました。

### ●第48号議案 国民健康保険事業の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式(所得割・均等割・平等割)、介護保険分2方式(所得割・均等割)とする。〇保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする。〇無受診者表彰については、現行どおりとし、